



厚生労働省
神奈川労働局発表
平成24年11月 1日

神奈川労働局 労働基準部監督課

監督課長 黒部 恭志

監察監督官 重河 順一

(直通電話) 045-211-7351

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

神奈川労働局では、11月1日から11月30日までを「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、長時間労働やこれに伴う問題の解消を図るため、使用者団体・労働組合に対する労働時間の適正化に関する協力要請、リーフレットの配布による周知啓発などの取組を集中的に実施します(別添1)。

神奈川における労働時間の現状は、依然として長時間労働の実態が認められ、その改善が重要であります。長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するためには、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフなど、すべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です(別添2)。

このため神奈川労働局では、平成24年度も11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働の抑制など労働時間の適正化に向け、労使の主体的な取組を促すとともに、重点的な監督指導などを実施します。

[重点的に取組を行う事項]

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

みなおします。
わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康から、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

11月 労使がともに協力し労働時間の短縮を一途に労働、資金不払残業をなくしましょうー
は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日◎～11月30日◎
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

現状の課題

労働時間の現状をみると、週労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなどの長時間労働の実態がみられます。また、職を離れに併発する労災認定件数が増加しているなど、過剰労働による健康被害も多い状況にあるほか、勤務負荷の不払残業問題も深刻化しているところがあります。

- 長時間にわたる残業が労働者の健康を害する恐れがあります。
- 残業外・休日労働が月45時間を超えていくと、労働基準法第37条に違反する、資金不払残業は、あってはならないものです。

問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対応が必要です。*

① 過剰労働による健康被害を防止するために**

- ① 残業外・休日労働時間の削減
- ② 残業外労働協定の適正化を推進し、労働協約を締結するなどの取組を促すことが必要です。
- ③ 月45時間を超える残業が認められる場合にも、労働時間の延長は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ④ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 労働者の健康状態に係る問題の徹底

- ① 健康診断体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ② 長時間にわたる残業外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

③ 資金不払残業を解消するために**

- ① 労働時間適正化推進策**を推進しましょう。
- ② 労働協約を締結し、労働協約を締結するなどの取組を促すことが必要です。
- ③ 適正な労働時間の把握を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任や役割の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 労働時間の適正な把握のために使用者が導入すべき措置に関する事項(平成13年4月、厚生労働省)
※2 健康診断による健康被害を防止するための事業主の役割に関する事項(平成18年3月、厚生労働省)
※3 労働時間適正化推進策**に関する取組の推進に関する事項(平成14年労働省告示第154号)
※4 資金不払残業の解消を図るために導入すべき措置等に関する事項(平成15年8月、厚生労働省)

平成 24 年度労働時間適正化キャンペーンの概要

神奈川県労働局

1 実施期間

平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

2 重点的に取組を行う事項

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
 - ・ 時間外労働協定（36 協定）は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとすること
 - ・ 特別条項付き 36 協定により月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするよう努めること など
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ・ 産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断などを確実に実施すること
 - ・ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施すること など
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
賃金不払残業を起こさないよう、労働時間適正把握基準を遵守することなど

3 主な実施事項：

- (1) 使用者団体や労働組合に対する協力要請
使用者団体や労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発などの実施について、協力要請を行います。
- (2) 周知・啓発の実施
使用者へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。
- (3) 労働時間の適正化を重点とした監督指導の実施
過重労働による健康障害の防止及び長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施します。

<参考事項>

労働時間適正化キャンペーン特設ページ（厚生労働省ホームページ内）

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

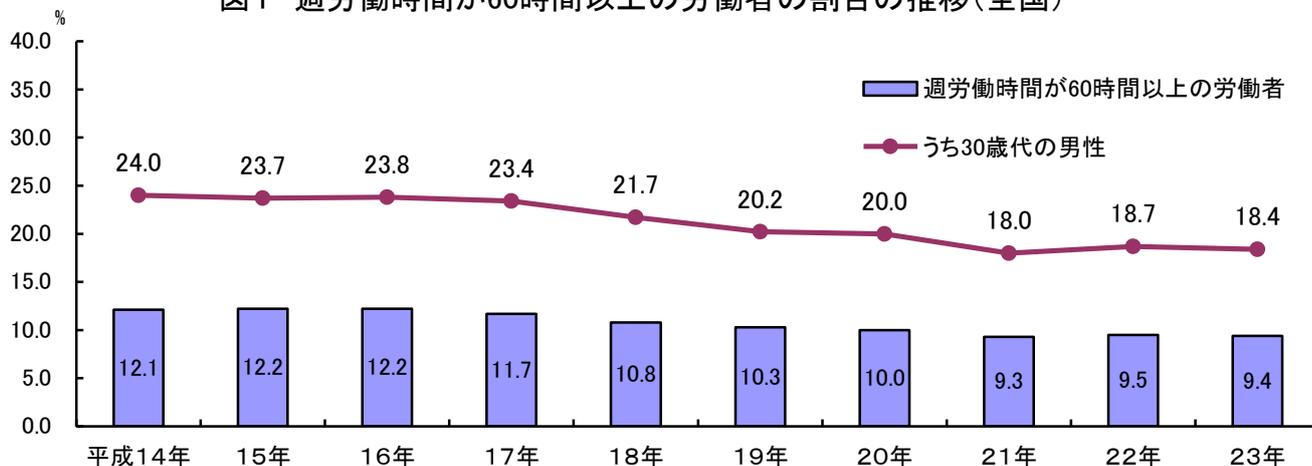
厚生労働省ホームページ内に「労働時間適正化キャンペーン特設ページ」を設置し、同ページ上の「労働時間等情報受付メール窓口」で職場の労働時間等に関する情報を受け付けます。

【詳細は「平成 24 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」を御参照ください】

1 労働時間等の現状

厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、平成 23 年における週労働時間が 60 時間以上の労働者（男女）は 9.4% となっており、特に子育て世代に当たる 30 歳代男性では 18.4% と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

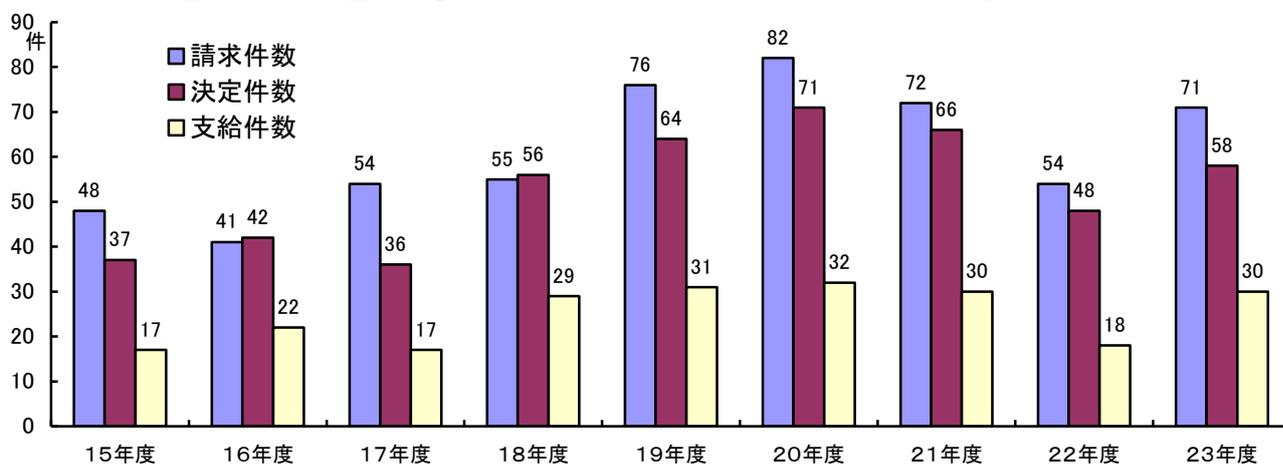
図1 週労働時間が60時間以上の労働者の割合の推移(全国)



2 過重労働による健康障害について

平成 23 年度において、神奈川県において脳・心臓疾患に関する事案で労災補償の支給決定がなされた件数は 30 件とほぼ高止まりの状況となっています。（平成 24 年 6 月 15 日神奈川県労働局発表「平成 23 年度 脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況」を参照）。

脳・心臓疾患（「過労死」等事案）の労災請求件数・決定件数の推移(神奈川県)



なお、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

また、この面接指導の対象とならない労働者についても、これに準じた措置を講ずることが望まれます。

3 賃金不払残業（注）について

平成 23 年度に神奈川の労働基準監督署が残業に対する割増賃金が不払になっているとして、労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の支払がなされた企業数は 72 企業、支払われた割増賃金の合計は 5 億 8,106 万円、対象労働者数は 6,224 人となっています（神奈川県労働局発表「平成 23 年度賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」を参照）。

（注）賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。